

# 「首都直下地震避難対策等専門調査会」の設置について

首都地域では、マグニチュード7クラスの直下地震発生の切迫性が指摘



想定される被害の全体像把握が必要

## 平成 15 年 5 月 首都直下地震対策専門調査会を設置

検討内容は、被害想定の実施、首都中枢機能の確保対策、防災体制の総点検と体制確立

## 平成 17 年 7 月 専門調査会報告とりまとめ

避難所生活者約 4 6 0 万人、帰宅困難者約 6 5 0 万人

## 平成 17 年 9 月 「首都直下地震対策大綱」を決定

避難所への避難者を減らす対策

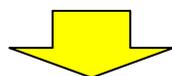
疎開・帰省の奨励、ホテル・空き家等の既存ストックの活用等

一斉帰宅行動者を減らす対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底、企業や学校の協力による従業員・児童・生徒等の一定期間の収容等

## 平成 18 年 4 月 「首都直下地震の地震防災戦略」を決定

避難者対策と帰宅困難者対策については検討すべき具体目標の目安を設定

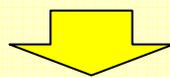


さらなる具体化が必要

## 首都直下地震避難対策等専門調査会の設置

### 首都直下地震発生時の避難者及び帰宅困難者対策の具体化

- 膨大な数になると予測される避難者へ対応するため、避難所に依拠する者そのものを減らす疎開・帰省の奨励・斡旋や、避難所全体としての収容力を増強するためのホテル、空き家等、既存ストックの活用等について具体化を図る
- 帰宅困難者が駅周辺や路上に滞留し混乱が生じることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底、企業・学校等への従業員・児童生徒等の一定期間の収容、徒歩帰宅者に対する情報や一時休憩施設の提供等について具体化を図る



中央防災会議に報告

# 中央防災会議と専門調査会

中央防災会議			
会長	内閣総理大臣		
委員	防災担当大臣をはじめとする全閣僚 (17名以内)	指定公共機関の長 (4名) 日本銀行総裁 福井 俊彦 日本赤十字社社長 近衛 忠輝 NHK会長 橋本 元一 NTT社長 和田 紀夫	学識経験者 (4名) 東京大学名誉教授 溝上 恵 富士常葉大学教授 重川 希志依 静岡県知事 石川 嘉延 日本消防協会理事長 秋本 敏文
諮問 ← 答申 → 意見具申 →			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             内閣総理大臣、 防災担当大臣           </div>			
専門調査会			
東南海、南海地震等に関する専門調査会(平成13年10月3日発足) 災害教訓の継承に関する専門調査会(平成15年7月31日発足) 災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会 (平成17年12月9日発足) <u>首都直下地震避難対策等専門調査会</u> <u>(平成18年4月21日設置)</u> 大規模水害対策に関する専門調査会 (平成18年6月2日設置)			
幹事会			
会長:内閣府大臣政務官 顧問:内閣危機管理監 副会長:内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長 幹事:各府省庁局長クラス			

## 【役割】

防災基本計画及び地震防災基本計画の作成及びその実施の推進  
 非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進  
 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議(防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等)等  
 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

# 中央防災会議専門調査会運営要領

中央防災会議

## (調査会の運営)

第1 災害対策基本法施行令第4条第1項の規定に基づき中央防災会議の議決により設置される専門調査会(以下「調査会」という。)の運営については、調査会に関する災害対策基本法施行令の規定によるもののほか、この要領によるものとする。

## (調査会の座長)

第2 調査会に座長を置き、会長の指名する者がこれにあたる。

## (調査会の招集)

第3 調査会は、座長が必要と認めるとき、これを招集するものとする。

## (委員の欠席)

第4 調査会に属する委員又は専門委員(以下「調査会委員」という。)が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。  
2 調査会を欠席する調査会委員は、座長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

## (議事)

第5 調査会は、座長又は第8に規定する座長の職務を代理する者が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、調査会を開くことはできない。  
2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。  
3 座長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。

( 議事要旨 )

第 6 座長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表する。

( 議事録 )

第 7 座長は、当該調査会議事録を作成し、調査会に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

( 座長代理 )

第 8 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する調査会委員が、その職務を代理する。

( 中央防災会議への報告 )

第 9 座長は、調査会が調査を終了したとき、又は調査途中において報告を行う必要を認めたときは、当該調査に係る内容を中央防災会議に報告するものとする。

( 雑則 )

第 10 この要領に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、座長が調査会に諮って定める。